

第1回 食品安全対策展 出展規定

第1条(出展資格)

(1)本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、「出展の手引」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限ります。

(2)主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。なお、次のような事例もこれに該当することになります。

①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあることが判明される場合

②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合

③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合

④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場合

⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合

(3)本展示会への出展申込は以上のことと同意したものとみなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされないよう十分ご留意ください。

第2条(出展物)

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。

(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物

②引火性・爆発性または放射性危険物

③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物

④裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた場合を除く)

⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物

⑥所轄庁行政より指示・勧告のあった物

⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

(3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。

(4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条(2)(3)により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。

(5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追求を行わないものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。

第3条(出展ブースのレイアウト)

出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催者主催の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第4条(展示期間及び展示時間)

展示期間は、2019年3月5日から同年3月8日までの4日間とし、展示時間は午前10時から午後17時(最終日は午後

16時半)までとします。

第5条(出展ブース料)

出展ブース料は、下記のとおりとします。

1ブース・間口2,700mm×奥行き2,700mm×高さ2,700mm
2018年8月31日(金)までに本出展申込書(契約書)を事務局にご提出いただいた場合は、早期申込出展ブース料として、下記の料金を適用します。

区分	ブース単価	消費税(8%)	計
基礎ブースのみ	会員※ ¥320,000	¥25,600	¥345,600
会員外	¥350,000	¥28,000	¥378,000

2018年10月12日(金)までに本出展申込書(契約書)を事務局にご提出いただいた場合は、出展ブース料として、下記の料金を適用します。

区分	ブース単価	消費税(8%)	計
基礎ブースのみ	会員※ ¥370,000	¥27,600	¥399,600
会員外	¥400,000	¥32,000	¥432,000

※「会員」とは日本能率協会法人会員をさします。

※本事業開催最終日の消費税率を適用します。

■出展ブース料に含まれるもの

1) 基本設備として基礎ブース(システムパネル仕様・白ビニール仕上げの後壁・側壁)。

2) ポスター: 公式ポスターを提供します。

3) 招待状: 和文招待状、封筒のセットを提供します。

4) 電気工事: 100V/300Wまでの一次側幹線工事。

5) ブース番号板

第6条(出展申込み等について)

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支払い期限等については下記とあります。

出展申込み方法

本規定表面の出展申込書に所要事項をご記入のうえ郵送にてお申込み下さい。また、一般社団法人日本能率協会主催の展示会に初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。また、前回提出以降、その内容に変更がある場合も同様とします。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

出展申込み期限

■2018年10月12日(金)

※ただし、予定ブース数により次第、締め切らせていただきます。

出展申込み先

■食品安全対策展 事務局

〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22

一般社団法人日本能率協会 審査・検証センター内

Tel:03(3434)1446 Fax:03(3434)2086

E-mail: fse@jma.or.jp

出展料金支払い方法

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振り込みください。また、振込手数料は貴社にてご負担ください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

支払い期限

■2018年11月30日(金)

第7条(出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約といふ)の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発送した時点とします。

第8条(出展物の管理)

(1) 各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブース内への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管理をしてください。

(2) 主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他の不可抗力の原因による場合を含め出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第9条(事故防止及び責任)

(1) 出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2) 主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずることができます。

(3) 主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第10条(展示会開催の変更及び中止)

(1) 主催者は、天災地変その他の不可抗力および主催者の責めに帰しない原因により会期を変更、または本出展契約を解除する事があります。

(2) 主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本出展契約を解約し、展示会の開催を中止できるものとします。

(3) (1)および(2)の場合、主催者はこれによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

第11条(出展者による出展の取消)

(1) 出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約(申込みブース数の削減を含む。以下、本条において同じ)は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。

(2) 前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期間	キャンセル料
各申込期限(早期、通常)の翌日から出展者説明会開催日前日	税抜き出展ブース料の50%
出展者説明会開催日以後	税抜き出展ブース料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜き出展ブース料」とは、取消・解約される分に相当する税抜き出展ブース料の額となります。

第12条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由により我が国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第13条(搬出入および会場施設)

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

会場

幕張メッセ

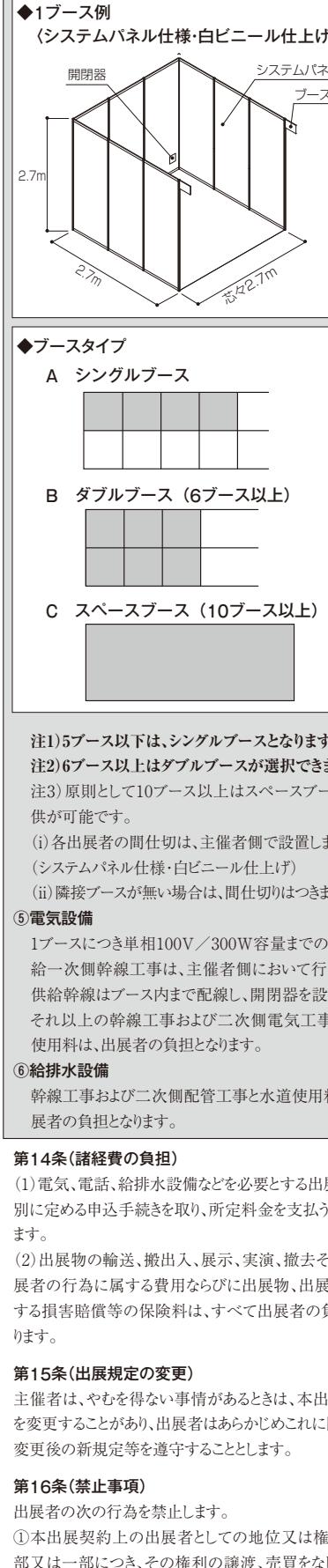
搬入期間※残業可(届出制)

2019年3月2日(土)15:00(予定)~18:00
3月3日(日)8:00~18:00
3月4日(月)8:00~18:00
※9~11ホールは3月3日(日)8:00~

搬出期間

2019年3月8日(金)16:30~22:00(予定)
※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。また、上記終了時間においては変更になる場合があります。詳細は「出展の手引き」をご確認ください。
④展示ブースの基本設備
基礎ブース
基礎ブースは、主催者側で背面パネル・袖パネル(システムパネル仕様・白ビニール仕上げ)を統一して施工します。その他、展示ブース内の装飾(展示台、棚

等)は、出展者の負担となります。



- ④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音・臭い・パフォーマンス等)をすること。
- ⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。
- ⑥展示会における有償での物品・サービス等の提供及びこれを目的とする出展(但し、主催者が予め認めたものは除く)。
- ⑦出展ブース内に宿泊すること。
- ⑧その他本出展規定において禁止された事項。

第17条(契約の解除)

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

①出展料金の全部又は一部を支払わない場合
②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規定及び指示に従わない場合
③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合
④出展ブースを使用しない場合
⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合
⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合
⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき
⑧著しく主催者の信用を失墜する事実があつたとき
⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引き」や指示に違反した場合

第18条(原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他の事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展ブースを明け渡さなければなりません。
①出展ブースを原状に回復すること。
但し、出展者が回復工事を行わないときは、主催者においてこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとします